

# 後進地域開発特例法適用団体農山漁村地域整備交付金関係開発指定事業補助率差額金交付要綱

平成 23 年 3 月 31 日付 22 農振第 2400 号  
最終改正 令和 5 年 4 月 1 付 4 農振第 3447 号

農林水産事務次官

- 第 1 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和 36 年法律第 112 号。以下「特例法」という。）第 2 条第 1 項に規定する適用団体（以下「適用団体」という。）が行う同法第 2 条第 2 項第 2 号、第 4 号、第 7 号、第 10 号及び第 12 号の開発指定事業のうち農山漁村地域整備交付金に関するもの（以下「農山漁村地域整備交付金関係開発指定事業」という。）について同法第 3 条の規定により国が負担する通常の負担割合（以下「通常負担割合」という。）を超えてその経費を負担することとなる場合におけるその超える部分の額（以下「補助率差額金」という。）の交付に関しては、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（昭和 36 年政令第 258 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 22 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 22 年 5 月 12 日農林水産省告示第 733 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 13 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件（平成 13 年 4 月 13 日農林水産省告示第 538 号）に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。
- 第 2 適正化法第 5 条の規定に基づき、補助率差額金の交付を申請しようとする適用団体は、当該団体の区域を管轄する地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣）が定める期日までに申請書（別記様式）を当該団体の区域を管轄する地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長。以下同じ。）に提出しなければならない。
- 2 地方農政局長等は、適用団体から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に交付決定の依頼をするものとする。
- 第 3 農林水産大臣は、第 2 第 2 項による依頼を受け、適正化法第 6 条第 1 項及び第 3 項の規定により補助率差額金の交付を決定する場合、地方農政局長等を経由し適用団体に通知する。
- 第 4 農林水産大臣は、適正化法第 15 条の規定により額を確定する場合、地方農政局長等を経由し適用団体に通知する。

附則

- 1 この通知は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。
- 2 地域自主戦略交付金制度要綱の廃止について（平成 25 年 5 月 15 日付け・府分推第 33 号内閣府事務次官通知・警察庁甲官発第 161 号警察庁長官通知・総官企第 138 号総務事務次官通知・25 文科施第 63 号文部科学事務次官通知・厚生労働省発会 0515 第 2 号厚生労働事務次官通知・25 農振第 265 号農林水産事務次官通知・20130501 財地第 2 号経済産業事務次官通知・国官会第 234 号国土交通事務次官通知・環境政発第 1305101 号環境事務次官通知）による廃止前の制度要綱に基づき農林水産大臣が行うことを決定した地域自主戦略交付金（平成 25 年度以降の年度に繰り越されたものを含む。）を充てて実施した事業であって、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和 36 年法律第 112 号）に基づき国の負担又は補助の割合を引き上げることとされているものについては、平成 25 年度以降は、この要綱により措置するものとする。

附則 この通知は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附則 この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正後の別記様式については、令和 3 年度当初予算以降の予算に係る国の交付について適用する。

附則 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

別記様式（第2関係）

年度補助率差額金申請書

番 号  
年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿

（地方農政局長 経由（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長 経由））

県（都道府）知事 氏 名

年度において補助金の額の確定の通知のあつた農山漁村地域整備交付金関係開発指定事業について、後進地域開発特例法適用団体農山漁村地域整備交付金関係開発指定事業補助率差額金交付要綱第1の補助率差額金として金 円を交付されたく、下記関係書類を添えて申請する。

記

1. 補助率差額金精算書（集計表）（第1表）
2. 補助率差額金精算書（個表）（第2表の1～第2表の4）

(第1表)

年度補助率差額金精算書

〇〇県

事業名	年度 (前年度)		年度補助率差額		摘要
	精算額		引上後の 補助金の額 C	交付申請額 C - B	
	事業費確定額 A	補助金確定額 B			
	円	円	円	円	
農業農村基盤整備事業					
治山事業					
・					
・					
・					

(注) 事業名は、第2表の1～第2表の4の事業名とする。  
C欄には、引上後の国庫補助金の額を記入のこと。



(付表)

〇〇年補助率差額金算定明細書

県

区 分	国庫負担率 引上げ前後 の区分	事業費 確定額	国		県		市町村		その他		摘 要
			補助金 負担率	県 費 負担率	分担金 負担率	分担金 負担率	分担金 負担率	分担金 負担率			
〇〇〇事業	引上げ前(A)										補助金の通知年月日 及び番号
〇〇〇事業 適用事業	引上げ後(B)		( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )		
適用外事業	引上げ前(A)										
	引上げ後(B)		( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )		
〇〇地区 適用事業	引上げ前(A)										
	引上げ後(B)		( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )		
適用外事業											
〇〇地区 以下同上											
〇〇〇事業 以下同上											
計 適用事業 適用外事業	引上げ前(A)										
	引上げ後(B)		( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )		

- (注) 1 区分の欄は、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官依命通知）に掲げる交付対象事業のうち適用事業ごと（事業の一部が適用とされている事業についてはその事業）に記載すること。
- 2 「引上げ前（A）」の項には、この要綱に基づく措置をする以前における通常各欄の該当金額又は率を記載すること。
- 3 「国」の「負担率」の欄の（ ）には、2により記載した通常率に特例法第3条第1項に定める数（以下「引上率」という。）を乗じて得た率を記載し、その以外の欄の（ ）にはこれに基づき所用の調整をした該当金額又は率を記載すること。
- 4 「引上げ後（B）」の項には、3により記載した「県」の「負担率」の欄の適用事業（事業の一部が対象事業とされている事業についてはその事業）における（ ）の数値（以下「改訂県負担率」という。）が10%以上あるときは3により記載した各欄の該当金額または率を記載し、改訂県負担率が10%未満であるときは「県」の「負担率」の欄を10%とし、これに基づいて所要の調整をして各欄の該当金額又は率を記載すること。

(第2表の2) 治山事業関係

年度後進地域開発法に基づく治山関係開発指定事業補助率差額金精算書

区 分		年度(前年度)			年度補助率差額金		備 考
開発指定 事業名	開発指定 事業細目	精 算 額		通常 負担 割合	①×通常負担 割合×n=A	交付申請額 A-②	
		①事業費確定額	②補助金確定額				
治山事業	〇〇事業	円	円		円	円	n =
	〇〇事業						
	計						
事 離 業 島 治 山	〇〇事業						
	〇〇事業						
	計						
〇 〇 事業	〇〇事業						
	〇〇事業						
	計						
	計						
合	計						

(記載注意)

- 1 開発指定事業名欄には、開発指定事業に係るもののみとし、治山事業、離島治山事業の順に記載すること。
- 2 開発指定事業細目欄には、次の要領により記載すること。
  - (1) 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）第2条に規定する区域（以下「特殊土壌地帯」という。）のない県
 

河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川の水系に属する河川の流域における予防治山事業、緊急防災減災対策総合治山事業、機能強化・老朽化対策事業、森林土木効率化等技術開発事業、林地荒廃防止事業、共生保安林整備事業（自然環境保全治山の実施要件（農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号、21農振第2454号、21林整計第336号、21水港第2724号）の1に該当する事業に限る）及び保安林管理道整備事業の各事業細目（以下「一級河川等の流域における各事業細目」という。）を記載すること。
  - (2) 特殊土壌地帯のある県
 

一級河川等の流域における各事業細目並びに特殊土壌地帯における予防治山事業、緊急防災対策総合治山事業、機能強化・老朽化対策事業、森林土木効率化等技術開発事業、林地荒廃防止事業、共生保安林整備事業及び保安林管理道整備事業の各事業細目を記載すること。
- 3 nは、後進地域開発法第3条の規定により算定された国の通常負担割合の引上率とし、Aの金額は、円にとどめ円未満は切り捨てること。
- 4 付表を添付すること。
- 5 各事業細目の工事費確定額及び補助金確定額は、付表の指定の項の工事費の欄の金額及び国庫補助金をそれぞれ記載すること。

付表

年度治山事業の開発指定事業費明細表

事業細目	地域	本工事費等		機 械 器具費	工 事 費	
		金 額	%		金 額	国 庫 補助金
〇〇事業	指 定	円		円	円	円
	その他					
	計					
〇〇事業	指 定					
	その他					
	計					
〇〇事業	指 定					
	その他					
	計					
〇〇事業	指 定					
	その他					
	計					
合 計	指 定					
	その他					
	計					

(記載注意)

- 1 治山事業、離島治山事業ごとに別紙とすること。
- 2 事業細目欄には、1の各事業について、(第2表の2)治山関係開発指定事業の事業細目欄に掲げる事業を記載する。
- 3 地域欄の指定とは、水系又は特殊土壌地帯に係る地域をいう。
- 4 事業細目ごとの指定の項の機械器具費及び工事費の国庫補助金の欄には事業細目ごとに、本工事費等の計に対する指定の本工事費等の割合(割合はパーセントで表し、小数点第1位にとどめ、第2位以下を四捨五入とする)をそれぞれの計の額に乗じて得た額(円位にとどめ円未満は切り捨てる。)を記載すること。



(第2表の3) 森林整備事業関係

事業区分： \_\_\_\_\_  
都道府県： \_\_\_\_\_

年度後進地域開発法に基づく林道関係指定事業補助率差額金精算書

年 度													
予算区分	開発指定事業分							A×0.1 D	A×(通常 負担割合 ×引上率) E	差額金F		備考 (引上率)	
	路線名	補助率	精算額 A	内 訳			基幹林道 指定 年月日			利用区域 面積 (うち県 (都道府) 有林面積) ha	(B+C -D) ≥Eの 場合 E-B		(B+C- D) <Eの場 合 C-D
				補助金 確定額 B	一般県(都 道府)費 C	令第2条の 負担金等							
		%	円	円	円	円		円	円	円	円		
	計												
	既交付済額	/	/	/	/	/	/	/	/	/			
	今回交付申請額	/	/	/	/	/	/	/	/	/			
	未申請額	/	/	/	/	/	/	/	/	/			

(記載注意)

- 1 (路線ごとのE欄の算出額)が(路線ごとのA欄の額)×9/10より大となる場合においては、当該E欄の算出額は(路線ごとのA欄の額)×9/10に相当する額によること。
- 2 F欄には、C>Dである場合についてのみ記載すること。
- 3 金額は、円位にとどめ、円未満は切り捨てること。
- 4 精算額の内訳欄中の令第2条とは、後進地域開発令第2条をいう。
- 5 基幹林道指定年月日の欄は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第16条第1項、山村振興法(昭

和 40 年法律第 64 号) 第 11 条第 1 項又は半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号) 第 11 条第 1 項の規定に基づき農林水産大臣が基幹林道に指定した年月日を記載すること。

なお、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則第 4 条第 2 項の経過措置により、過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号) 第 14 条第 1 項の規定に基づき農林水産大臣が基幹林道に指定した林道については、令和 9 年 3 月 31 日までの間に限り、当該指定した年月日を記載すること。

6 県(都道府)有林面積の記載は、林道開設事業成績書又は林道改良事業成績書に記載した当該路線に係る県(都道府)有林面積を記載すること。

(第2表の4) 水産基盤整備事業及び海岸保全施設整備事業(漁港)関係

(その1)

年度後進地域開発特例法適用団体漁港関係開発指定事業補助率差額金精算書  
何何県 第 種 漁港

開発指定事業区分		年度(前年度)			年度補助率差額金		摘要
		精算額		通常負担割合 ③	①×③× 引上率=A	交付申請額 A-②	
		事業費 確定額 ①	補助金 等確定 額 ②				
又特 は定 指漁 定港 漁漁 港場 漁整 場備 整事 備業 事 業	外かく施設又は水域施設						
	係留施設						
	輸送施設又は漁港施設 用地(公共施設用地に限 る。)						
	計						
海岸保全施設整備事業又は漁 港関連道整備事業							
合 計							

- 注1 この表は、特例法第2条第1項に規定する適用団体が漁港関係開発指定事業に係る補助率差額金を算定する場合に作成するものとする。
- 2 この表は、漁港別又は漁港海岸別に作成すること。
- 3 この表は、漁港区域に係る海岸保全施設整備事業については、別紙で作成すること。
- 4 事業費確定額欄には、適正化法第15条の規定により当該漁港関係開発指定事業に係る通常負担割合による補助金等の額の確定の基礎となった事業費精算額を記載すること。なお、離島振興法に基づく事業に係る経費の額については、その旨摘要欄に記載すること。
- 5 補助金等確定額欄には、適正化法第15条の規定に基づき、通常負担割合による補助金等の額の確定について通知した額を記載すること。
- 6 引上率は、特例法第3条の規定により算定された引上率とする。
- 7 2カ年にわたり申請する時は、各会計年度ごとの額を摘要欄に記入すること。



- 注1 この表は、特例法第2条第1項に規定する適用団体が漁港関係開発指定事業に係る補助率差額金を算定する場合に作成するものとする。
- 2 この表は、漁港別又は漁港海岸別に作成すること。
- 3 この表は、漁港区域に係る海岸保全施設整備事業については、別紙で作成すること。
- 4 事業費確定額欄には、適正化法第15条の規定により当該漁港関係開発指定事業に係る通常負担割合による補助金等の額の確定の基礎となった事業費精算額を記載すること。なお、離島振興法に基づく事業に係る経費の額については、その旨摘要欄に記載すること。
- 5 補助金等確定額欄には、適正化法第15条の規定に基づき、通常負担割合による補助金等の額の確定について通知した額を記載すること。
- 6 引上率は、特例法第3条の規定により算定された引上率とする。
- 7 引上前（A）の項の国の負担率欄には、国の通常負担割合を、引上後（B）の項の国の負担率欄には、特例法第3条の規定により算定された引上率をそれぞれ該当欄に記載すること。
- 8 市町村分担金欄及びその他分担金欄には、それぞれ特例法第3条第3項の分担金、負担金その他これに準ずるもの（以下「分担金等」という。）を徴収することとしている場合において、それぞれ該当欄にその分担金等の額を記載すること。なお、摘要欄には、地方財政法第27条、地方自治法第224条等分担金等の徴収の根拠を記載すること。
- 9 引上げ後の項の分担金欄には、施行令第2条の規定により分担金等の負担割合又はその基準の引下げについて承認を得ている場合は、その引下げた後の分担金等の額を記載し、摘要欄にその承認年月日を記載すること。
- 10 引上後（B）の項の国、県の各該当欄の括弧内には、単に引上率及びこれを基準として算定した当該欄ごとの額及び率を記載し、同行のその下には特例法第3条第2項を適用した場合の適用後の額（実数）及び率を割書により記載すること。